令和２年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱

～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

鹿児島運輸支局

令和２年１１月３０日

第１　目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

(運輸)

特に国土交通省においては、これまでに発生した事故や豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところである。引き続き、陸・海・空にわたる輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るためには、これらに加えて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全意識を向上させる必要がある。

(危機管理)

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増している。こうしたテロの脅威が高まる中で、　我が国においては、令和３年に延期されたオリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、さらなる対応力の向上が図られるよう、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。さらに、新型インフルエンザ対策や新型コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画や、新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を実施する。

第２　期間

 令和２年１２月１０日(木)～令和３年１月１０日(日)

第３　重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の４つの点検に特に留意する。

(運輸)

○安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況

○自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

(危機管理)

○テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況

○新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

第４　輸送等機関別の点検事項

１　自動車交通関係

（１）軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況

（２）運行管理（飲酒運転、過労運転、健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）及び整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）

（３）コンテナ輸送における安全対策の実施状況

（４）自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

（５）テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況

（６）新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

第５　実施要領

１ 事業者に対しては、運輸局又は運輸支局等、関係団体を通じ総点検の趣旨、期　　　間、実施事項等を周知し、各事業者が自主的に点検を実施するよう徹底する。

２ 事業者は、総点検最高責任者を選任し、運輸支局等から送付した点検表に基づき、事前に十分な計画を定めて自主的に点検を実施する。自主点検後においては、その結果を点検表により報告する。

併せて、今般の総点検に対する経営トップを含む幹部の取組み状況全般につい　　ても報告する。

　　　なお、自主点検を実施した結果、安全上の問題点等が判明し、事業者自ら改善　　　　することができた事例等がある場合には、当該事例等についても併せて報告する。

３ 運輸局、運輸支局等は、自動車技術総合機構、警察等関係行政機関と調整　　　　のうえ、街頭車両検査等必要な指導取締を行うものとする。また、事業者に対す　　　　る点検については、重点点検事項を踏まえ、対象事業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。